

預かり保育事業

1. 「施設等利用給付認定」について

預かり保育事業を利用し、その利用料が無償化の対象となるためには手続きが必要です。

無償化の対象となるためには、教育・保育給付認定1号認定の他に、「子育てのための施設等利用給付認定（新2号・新3号）」を受けるための申請が必要で

（例）〈教育・保育給付認定1号＋施設等利用給付認定新2号または新3号〉

↳無償化にかかる認定（事前申請が必要）

2. 施設等利用給付認定の対象者

次の（1）～（4）全てに該当していること。

- （1）預かり保育を利用（予定）するもの
- （2）系満市に住民登録があり、かつ居住しているもの
- （3）教育・保育給付認定2号または3号※の支給認定を受けていないもの
（※子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号）
- （4）次の表に該当するもの

認定区分	保育を必要とする事由	対象年齢	預かり保育料 無償化対象限度額 (令和8年10月～)	申請書類
新2号認定	あり	3歳児～5歳児	月額上限額 12,300円 (日額上限490円×利用日数)	①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届 ②保育の必要性の認定に必要な書類
新3号認定		満3歳 ※3歳の誕生日を迎えた子ども	月額上限額 17,700円 ※市町村民税非課税世帯のみ (日額上限490円×利用日数)	